

祇園会を見物するということ

——室町期における——

河内 将 芳

はじめに

室町期の祇園会を見物することは、別稿^①で検討したように、公武政権を構成する室町殿（室町幕府の頭首、将軍家の家父長^②）や内裏（禁裏、天皇）、あるいは仙洞（治天、上皇）にとって政治的な意味合いの濃い行為であった。

逆からいえば、それは、室町期の祇園会が、当時京都でおこなわれていた数ある祭礼のなかでも特異な位相におかれた祭礼であったことを意味するわけだが、ここではもう少し微視的な観点から、室町期の祇園会を人びとが見物するということについてみていきたいと思う。

ところで、室町期の史料に記されている「見物」の意味するところは、そのほとんどが室町殿をはじめとした武家や公家、あるいは僧侶による見物であり、地下人や町人といった衆庶の見物を意味することはきわめてまれである。もちろん衆庶の見物がなかったわけではないが、室町期の祇園会においては、このような特定の人びとによる見物に注目が集まっていたことだけはまちがいないだろう。

このような点に関連して注目されるのが、大塚活美氏による「室町將軍・異国使節等の祇園祭見物―中世における首都京都の祭礼―」^④と題された論考の存在である。大塚氏はこの論考のなかで、「室町將軍」「武家・天皇・異国使節等」「住民等」の「祇園祭見物」について網羅的に検討を加

えられたうえ、「祇園祭は首都京都の祭礼であったために権力者との関わりをいろいろと持たざるをえなかった。そのことが逆に、山鉾等を出す下京の住民に祭りに熱狂させる意欲を沸き立たせることになり、中世の日本を代表するにふさわしい祭礼へと発展させたといえる」と結論づけられている。

この結論自体はきわめて妥当なものと考えられるが、ただ、私見^⑤では、中世の祇園会は、室町期と戦国期とのあいだに祭礼そのものありかたからして大きな違いがみられると考えられるので、大塚氏のように室町期と戦国期をそのまま同列に論じることには慎重にならなければならぬと思われる。

そこで、本稿では、この点にも留意して、もう少し細部にまでこだわって室町期の祇園会を見物するということについて考えていきたいと思う。そして、そのなかで大塚氏がふれられなかった点などにも言及できればと思う。

一 足利尊氏・義詮の祇園会見物

（一）尊氏の祇園会見物

ところで、別稿では、いわゆる室町殿による祇園会見物におもな軸足

をおいたため、最初の室町殿と目される足利義満の時期を始点に検討を加えた。したがって、その父足利義詮や祖父足利尊氏の時期については、それほどくわしくみなかったが、あらためてこのふたりの時期と義満期以降との関係というのはどのようなものだったのだろうか。

この点を糸口にして本稿での作業をはじめていくことにしたいが、とはいっても、すでに二木謙一氏や大塚氏が指摘されているように、このふたりの時期に関する史料はきわめて少なく、しかも断片的なものばかりであるため、そこから義満期以降のような一定の特徴を読みとることはむずかしい。

たとえば、尊氏による見物の初見であると同時に唯一ともいえる『賢俊修正日記』^⑦ 文和四年（一三五五）六月一四日条の記事をみても、つぎのようなものとなっているからである。

（足利尊氏）
将軍・羽林所望之間、祇園会棧敷用意、御台同入御、三条烏丸南（平登子）
類也、面七間打之、

右によれば、このとき「将軍」（征夷大将軍足利尊氏）と「羽林」（左近衛中将足利義詮）^⑧ ふたりの「所望」によって、日記の記主である賢俊が「面七間」におよぶ「祇園会棧敷」を「三条烏丸南類」に「用意」したと、またその棧敷には「御台」（尊氏の妻にして義詮の母である平登子）も「入御」したことがわかる。

棧敷が「三条烏丸南類」に構えられたのは、六月一四日に三基の神輿が三条大路を渡御するからだだが、それでは、このとき尊氏らはいったいなにを見物したのだろうか。この点については、じつは右の記事からだけでは読みとることができない。また、二木氏や大塚氏ら先行研究でも思いのほかふれられてはいない。

そこで、そのことを考えていくため、古記録をもとに、山や鉾などいわゆる風流が登場してくると考えられている鎌倉末期から応仁・文明の乱によって停止においこまれる時期までの風流の内容を管見のかぎり一覽表（表1）にしてみた。^⑩ すると、いくつかの可能性を指摘することができるように思われる。

たとえば、表1のうち、尊氏らが見物した文和四年以前の状況をみると、風流としては、歩田楽・馬長・定鉾・作山（造山、造物山）・鉾などの存在が確認できる。そして、そこに尊氏らが六月一四日に見物したという事実を重ねあわせると、歩田楽・馬長・鉾を見物したという可能性が指摘できるからである。

もちろん、このとき尊氏らは神輿渡御そのものも見物した可能性は高いが、この時期の史料自体きわめて断片的なものであり、風流にしても、神輿渡御にしてもあくまで可能性の域を出るものではない。そこで、さらに検討をすすめるためにも、このとき父尊氏とともに祇園会を見物した義詮がその後、どのようにして祇園会を見物したのかという点についてもみていくことにしよう。

（2）義詮の祇園会見物

その義詮が祇園会を見物したことが確認できるのは、すでに知られているように、また管見のかぎりでもわずかに三回。それらに関する史料をあげるとつぎのようになる。

今日大樹被見物云々、土岐宮内少輔侍所構浅敷云々、

今日鎌倉大納言、於三条烏丸□□□□構浅敷、執筆治部大輔用意之、

表1 室町期祇園会風流一覧

西暦	年	月日	確認できる風流の内容							典拠	
1322	元亨2年	6月14日	院歩田楽							花園天皇宸記	
1323	元亨3年	6月14日		馬長					杵衆	花園天皇宸記	
1332	元弘2年	6月7日							杵等無音	花園天皇宸記	
1340	暦応3年	6月7日							鉦	師守記	
		6月14日	文殿歩田楽	馬長						師守記	
1342	康永元年	6月14日	歩田楽	馬長					鉦衆	師守記	
1344	康永3年	6月14日	文殿歩田楽	馬長					鉦	師守記	
1345	康永4年 (貞和元年)	6月7日			定鉦			山以下作物 (8日)		師守記	
		6月14日	文殿歩田楽	馬長					鉦	師守記	
1347	貞和3年	6月7日							鉦冷然	師守記	
		6月14日	文殿歩田楽 なし	馬長なし						師守記	
1349	貞和5年	6月7日							鉦冷然	師守記	
		6月14日	文殿歩田楽							師守記	
1351	観応2年	6月14日		馬長						園太暦	
1358	延文3年	6月7日							杵衆風流止む	柳原家記録・続 史愚抄	
1361	康安元年 (延文6年)	6月7日							風流に及ばず	進献記録抄纂	
1364	貞治3年	6月7日			定鉦	久世舞車		作山風流等 なし	鉦冷然	師守記	
		6月14日			定鉦	久世舞車		作山等なし	鉦冷然	師守記	
1365	貞治4年	6月7日			定鉦	久世舞車 なし		作山風流等 なし	鉦冷然	師守記	
		6月14日				久世舞車 なし	笠鷲鉦なし	作山一両		師守記	
1367	貞治6年	6月7日				久世舞車 なし		作山以下なし	鉦冷然	師守記	
		6月14日				久世舞車 一両		作山三両		師守記	
1370	応安3年	6月14日					毘沙門堂日 照笠止む		京中鉦等	後愚昧記	
1374	応安7年	6月7日							下辺鉦等	後愚昧記	
		6月14日							鉦等下辺経営	後愚昧記	
1376	永和2年	6月7日						造物山	下辺鉦	後愚昧記	
		6月14日							鉦等、高大鉦	後愚昧記	
1378	永和4年	6月7日						鉦	後愚昧記		
1380	康暦2年	6月7日						洛中風流	迎陽記		
1383	永徳3年	6月7日						鉦六七帳、飾 鉦一帳		吉田家日記	
1399	応永6年	6月7日							風流	迎陽記	
		6月14日						山	鉦	迎陽記	
1401	応永8年	6月7日			定杵 なし				最小杵一	康富記	
1402	応永9年	6月7日							鉦風流なし	吉田家日記	
		6月14日							鉦なし	吉田家日記	
1409	応永16年	6月7日							杵	教言卿記	
1415	応永22年	6月7日							地下用意ホコ 等	満濟准后日記	
		7月4日							風流一切なし	満濟准后日記	
1419	応永26年	6月7日						山	杵	康富記	
		6月14日						山	杵	康富記	
1420	応永27年	6月14日						山	笠等	看聞日記	
1421	応永28年	6月7日				舞車					花營三代記
		6月14日						山	杵		康富記
1422	応永29年	6月7日						山、船	杵、笠	康富記・兼宣公 記	
		6月14日									満濟准后日記・ 兼宣公記
1424	応永31年	6月7日						山	ホコ	看聞日記・満濟 准后日記・兼宣 公記	
		6月14日			定杵			山	渡物、杵笠	看聞日記・満濟 准后日記・兼宣 公記	
1425	応永32年	6月7日							笠風流、杵	看聞日記・薩戒 記・兼宣公記	

1426	応永33年	6月14日							風流杵	兼宣公記	
1427	応永34年	6月7日							ホコ以下風流物共	満濟准后日記・兼宣公記	
		6月14日					山以下風流	風流杵	満濟准后日記・兼宣公記		
1428	正長元年	6月7日							所々風流	師郷記	
		6月14日					山	所々風流、笠	師郷記・建内記		
1430	永享2年	6月14日							風流等	師郷記	
1431	永享3年	6月14日					山		風流笠等	満濟准后日記・師郷記・看聞日記	
1432	永享4年	6月7日							渡物	看聞日記	
1436	永享8年	6月14日						北畠笠鷲杵、大舎人杵		看聞日記	
1437	永享9年	6月7日							風流等	師郷記	
		6月14日						大舎衛杵、北畠笠鷲杵	風流以下	看聞日記・師郷記	
1438	永享10年	6月14日						笠鷲、大舎衛		看聞日記	
1439	永享11年	6月14日		馬長事近代沙汰に及ばざるか				山	笠・拍子物等	建内記	
1441	嘉吉元年	6月7日							杵・笠等	建内記	
		6月14日						笠鷲杵、大舎衛	鉢・笠	建内記・看聞日記	
1442	嘉吉2年	6月7日						山	杵	康富記	
		6月14日						山、船	風流杵、笠	康富記	
1443	嘉吉3年	6月7日						山	杵	康富記	
		6月14日						毘沙門堂鷲舞牛背に扨う	山	杵	康富記・建内記
1444	文安元年	6月14日						山	笠已下	建内記	
1446	文安3年	6月14日							風流	師郷記	
1447	文安4年	6月7日						山	杵	康富記	
1448	文安5年	6月7日						山、船	風流杵	師郷記・康富記	
		6月14日						山	杵	康富記	
1449	文安6年(宝徳元年)	12月7日						山	杵	康富記・綱光公記	
		12月14日						山	笠杵已下	康富記	
1450	宝徳2年	6月7日						山	笠杵等	康富記・綱光公記	
		6月14日						山	笠以下	康富記・綱光公記	
1451	宝徳3年	6月7日							風流	師郷記・綱光公記	
		6月14日						山	杵	師郷記	
1452	宝徳4年(享徳元年)	12月28日						山	杵	師郷記	
		12月29日							風流等昨日悉くこれあり	宗賢卿記	
1453	享徳2年	6月7日						山	風流杵	師郷記	
		6月14日							去七日風流残分	師郷記	
1454	享徳3年	6月14日							矛以下	師郷記	
1456	康正2年	7月7日							風流少々	師郷記	
1457	康正3年(長祿元年)	7月12日							風流少々	師郷記	
		6月7日							渡物	経覚私要鈔	
1459	長祿3年	6月7日							渡物七日十四日を兼ねる	蔭涼軒日録	
1464	寛正5年	6月14日						北畠跳	山	ホコ等	蔭涼軒日録・経覚私要鈔
1465	寛正6年	6月14日					加々車	北畠跳			親元日記・蔭涼軒日録

浅敷新造云々、

今日鎌倉前大納言義詮卿征夷大將軍、三条東洞院与高倉間南頼粟飯原（詮胤）、
彈正左衛門宿所構棧敷五間、被見物云々、

右の記事はすべて中原師守の日記『師守記』^⑫に記されたものであり、
順番に貞治三年（一二六四）六月七日条、同年六月一四日条、そして貞治
六年（一二六七）六月一四日条となる。

ちなみに、『師守記』貞治六年六月七日条には、「今日大樹不被見物（足利義詮）
云々、若関東兵衛督事近々之間、被斟酌歟」とあり、「関東兵衛督」こ
と、義詮の弟で鎌倉公方であった足利基氏が同年四月二六日に亡くなっ
たことが影響して義詮は祇園会を見物しなかつたとつたえられている。

もしそれが事実であつたとするならば、史料のうえではずか二年分
しか確認できないものの、義詮は祇園会を六月七日と一四日ともに見物
していたことになる。別稿で指摘したように、義詮の子義満もまた、将
軍に任官されてしばらくは六月七日と一四日ともに祇園会を見物してい
るが、おそらくそれは、この義詮を先例にしたと考えるのが自然である
う。

それでは、義詮が見物したものはどのようなものだったのだろうか。
そこでまず風流について考えていくため、ふたたび表1をみてみると、
この兩年においては久世舞車・定鉾・作山・鉾といった風流の存在が確
認できる。ただし、貞治三年のときは、六月七日・一四日ともに「作山
風流等无之」「無作山等」と『師守記』には記されているので、義詮もま
た作山（いわゆる山）を見物することはできなかったであろう。

したがって、義詮が確実に見物した風流というのは、久世舞車・定鉾・
鉾ということになる。このうち、久世舞車とは、「当時の流行芸能であつ

た久世舞（曲舞）を、車の上で演じるものであつたと思われ」^⑬ており、祇
園会においては、この貞治三年がその初見とされている。

また、定鉾とは、貞治六年成立とされる『新札往来』^⑭にみえる「所々
定鉾」のことと考えられるが、『新札往来』^⑮において成立した『尺素往
来』^⑯には、「山崎之定鉾」と記されているので、あるいは油商人として
知られる大山崎神人がある時期から担う風流となつていったのかもしれ
ない。

ちなみに、中世祇園会の芸能について、「神社側が主体となる神輿渡御
にともなう芸能と、信仰者集団側が主となる芸能とは、はっきり区別し
て考えてみる」^⑰必要性を指摘したことでも知られる山路興造氏は、定鉾
を「神社側のもので、信仰者側が新たに調進し始めた鉾のことではない
と思われる」とされている。

しかし、『新札往来』に「祇園御霊会、今年山濟々、所々定鉾、大舍人
鵠鉾」、また『尺素往来』でも「祇園御霊会今年殊結構、山崎之定鉾、
大舍人之鵠鉾、処々跳鉾、家々笠車、風流之造山、八撥、曲舞」と記
されていることからわかるように、定鉾だけをほかの山や鉾と切りは
なして別物と考えるほうが不自然なように思われる。

実際、『新札往来』『尺素往来』ともに記される「大舍人鵠鉾」（大舍人
之鵠鉾）が、室町期においては六月一四日の山鉾のひとつとして確認で
きる以上、定鉾もまた同様の風流とみるのが自然だからである。

義詮が見物したと考えられる風流のうち、鉾というのがいわゆる山鉾
の鉾にあたるものだが、しかしながら、貞治三年・六年ともになぜか「鉾
以下冷然」「鉾冷然」と記されている。よって、それほどはなやかなもの
ではなかつた可能性は高く、また、現在の鉾のような車をそなえた巨大
なものであつたのかどうかについても確認することはできないといえよ
う。

いずれにしても、以上のことから、尊氏・義詮父子が見物した風流というものは、少なくともその存在がともに確認できる定錡・作山・錡であったと考えられる。が、義詮の場合は、さらにこのような風流とともに神輿渡御も見物したと考えるのが妥当と思われる。

というのも、『師守記』貞治三年六月七日条をみると、「山門訴訟」にもなつて六月「朔日」に祇園社の「透廊」に出せなかつた神輿を「今朝侍所司代向社頭奉出之」、「申斜御行」ができたと記されており、これに義詮の棧敷を構えたのが、所司代の上司である侍所頭人「土岐宮内少輔^{直氏}」であつたことを考えあわせるならば、義詮が風流だけを見物したと考えるほうがむしろ不自然だからである。

ちなみに、この六月七日には、三基の神輿のうちのひとつ、「少将井」の「神人等」と「武家小舎人雑色」とのあいだで喧嘩がおこり、その際、「神人一人殺害」され、「神輿付血」いたため、神輿を「神人等」が「將軍御所」へ「振入」れようとして「侍所馳向坊申」すといった騒動がおこつたことでも知られている。²⁰⁾

結局、神輿は「振捨路頭」られ、「其後入御旅所」つたが、この騒動は翌貞治四年にもひきつづき、『師守記』六月一四日条によれば、「少将井神輿」は「為武家沙汰、仰穢多奉昇^{エ、タ}」れたとされている。

この年は、義詮の母平登子が五月四日に亡くなつたため、「依大樹喪籠^{（足利義詮）}」、「大名等不及見物」とつたえられているので、義詮も見物しなかつた。にもかかわらず「武家沙汰」があつたという以上、義詮の時代には祇園会全体への幕府のかかわりがかなり強くなつていたことが知られよう。

すでに二木氏によって指摘されているように、尊氏の時期、「祇園祭礼警固²²⁾」に幕府があたつていたことが知られている。したがって、尊氏もまた風流とともに神輿渡御を見物した可能性は高いが、それが、義満期

以降その比重が山鉾にうつされるようになるのは、すでに指摘したように、²³⁾義満が家督と將軍職を継承した応安元年（一三六八）ころよりおよそ一〇年にわたり、祇園社の本社である日吉七社の神輿造替問題が勃発し、それにもなつて停止におこまれた祇園会神輿渡御とは対照的に巡行をつづけた山鉾を義満が棧敷を構えて見物したことにある。

もちろん、つとにいわれているように、義満と山鉾とのあいだに特別な関係があつたと想定できないわけではないが、しかし、尊氏や義詮の状況を念頭においたとき、その関係というのはいはり偶然といった要素も少なくなかつたように思われる。その意味では、義満による祇園会見物のありかたというのは、父・祖父の時期を先例としつつも、そのあいだに大きな断絶もあつたといわざるをえないであろう。

二 棧敷と見物

(1) 棧敷の実相

前章では、尊氏・義詮による祇園会見物と義満期以降との関係についてみてきたが、つぎに彼らがどのような場で見物したのかという点に目をうつしていくことにしよう。じつは、このような点についても、大塚氏の論考をのぞいてほとんど知られていない。

そこで、あらためて尊氏の見物のようすをつたえる『賢俊僧正日記』文和四年（一三五五）六月一四日条をふりかえってみると、このとき尊氏らは、賢俊によって「三条烏丸南類」に構えられた棧敷で祇園会を見物したことが確認できる。

これに義詮の見物をつたえる『師守記』の記事をあわせてみると、義詮もまた尊氏と同様、六月一四日においては、「三条烏丸」や「三条東洞

院与高倉間南類」に棧敷を構えて見物していたことがわかる。つまり、尊氏や義詮らは、おおよそ三条烏丸から高倉小路のあいだの南類に棧敷を構えて祇園会を見物したといえよう。

これは、さきにもふれたように、六月一四日には三条大路を神輿が渡御し、それにさきだつて山鉦など風流も巡行したからだだが、そこで、つぎに棧敷そのものについて、もう少し具体的にみていくため、日記など古記録にみえる関連記事を管見のかぎり一覽表にしてみると表2のようになる。

表2では、棧敷が構えられた場所やその規模が記されている記事だけに限定してみたが、それでも棧敷が構えられた場所については、おおよそ六月七日は四条烏丸から京極大路のあいだ、また六月一四日は三条烏丸から富小路のあいだであったことがわかる。

もともと、京極大路と富小路とが登場してくるのは、義満が四条京極の京極宿所へ、またその子義持が三条富小路の細川宿所へ御成して、そこに構えられた棧敷で祇園会を見物して以降となる。したがって、だいたいにおいては、四条烏丸から万里小路のあいだと三条烏丸から高倉小路のあいだに棧敷が構えられるのが通常だったのであろう。

それでは、その棧敷の規模や構成というのはどのようなものだったのだろうか。この点については、康暦二年（一三八〇）の義満による見物のようすをつたえる『迎陽記』²⁸ 六月一四日条の記事が手かかりとなる。

今日祇園会也、^(足利義満)大樹御棧、敷土岐大膳大夫入道善忠用意之、十間
五間女中、三間御座、^(近習并善忠、若党等)又二間、也、

表2をみればあきらかなように、右にみえる「十間」の棧敷とは、格別に大きなものだったことがわかるが、そのうちの「三間」が義満の「御

祇園会を見物するということ

表2 室町期祇園会の棧敷関連記事

西暦	年	月日	見物者	棧敷の所在	棧敷の規模	棧敷を沙汰したもの	出典
1340	暦応3年	6月7日	家君(中原師右)	四条万里小路与高倉間北類		雜掌友阿	師守記
		6月14日	家君(中原師右)	三条東洞院与烏丸之間南類			師守記
1355	文和4年	6月14日	將軍(足利尊氏)・羽林(足利義詮)	三条烏丸南類	面七間		賢俊僧正日記
1364	貞治3年	6月14日	鎌倉大納言(足利義詮)	三条烏丸南類		執事治部大輔(斯波義将)	師守記
1367	貞治6年	6月14日	鎌倉前大納言義詮卿	三条東洞院与高倉間南類	五間	粟飯原彈正左衛門宿所	師守記
1374	応安7年	6月7日	將軍(足利義満)			治部少輔高秀(佐々木)	後愚昧記
		6月14日	大樹(足利義満)	三条烏丸		山名(師義)	後愚昧記
1376	永和2年	6月7日	大樹(足利義満)	四条東洞院			後愚昧記
		6月14日	大樹(足利義満)	三条東洞院			後愚昧記
1378	永和4年	6月7日	大樹(足利義満)	四条東洞院		賀州守護富樫介(昌家)	後愚昧記
1380	康暦2年	6月7日	大樹(足利義満)		十間	管領左衛門佐(斯波義将)	迎陽記
		6月14日	大樹(足利義満)		十間・二間	土岐大膳大夫入道善忠(頼康)	迎陽記
1419	応永26年	6月7日	淨居庵	四条高倉			康富記
		6月14日	御所(足利義持)			管領亭棧敷	康富記
1422	応永29年	6月7日	淨居庵	四条高倉与万里小路間北類			康富記
1425	応永32年	6月14日	御所様(足利義持)	三条富小路		細川右京大夫入道亭御棧敷	花營三代記
1428	正長元年	6月7日	室町殿(足利義教)	四条京極		佐々木(高数)亭	師郷記
		6月14日	室町殿(足利義教)	三条富小路		右京大夫(細川持元)亭棧敷	師郷記・建内記
1446	文安3年	6月7日	聖護院御門下人・若王寺并岡崎僧正	四条烏丸南類		山臥宿所二階上棧敷	師郷記
1451	宝徳3年	6月14日	室町殿(足利義政)	室町殿西面散敷・東面散敷			綱光公記
1453	享徳2年	6月7日	前左府(近衛房嗣)	鷹司高倉			師郷記
1464	寛正5年	6月14日	経覚	通玄寺内	三間二間	三門	経覚私要鈔

座」、また「五間」に「女中」たちが入り、そして残る「二間」に「近習輩」が入ったことが読みとれる。

ちなみに、このとき棧敷を「用意」した土岐善忠自身は、別に構えた「二間」の棧敷に「近習」や「若党」らとともに入ったことが読みとれるが、ここからは「二間」の棧敷でもかなりの人数がおさまる規模だったことが知られよう。

残念ながら、室町期においては、棧敷の規模自体をつたえる史料が少なく、またその構成をつたえるものも右の史料以外には知られていない。そこで、少し時代はさがるものの、戦国期の大永二年（一五二二）六月二七日に足利義晴が祇園会を見物した際に構えられた棧敷を参考にみてもみることにしよう。

このときの見物については、すでにふれたことがあるように、義晴が「式日依御不例」²⁷り、六月二七日にあらためておこなわれたものだが、「京極申沙汰」²⁸によって構えられた棧敷は、「経尋記」六月二七日程によれば、「三条御所」（「三条高倉御所」）の「未申角」に所在し、その規模は「奥二間」、南北「八間」におよぶものであったという。

また、その構成についても、同じく「経尋記」に「南二間御廉下、^{（廉）}前、御、次二間、^{（右京兆、嵯清院、日野殿、小生二人）}次二間、近習・奉行・典厩等也、次二間、^{（北端）}廉下、女房衆、已上八間也」とみえ、八間が二間づつに分られて、一番南側から順に義晴、管領細川高国ら、近習・奉行ら、そして女房衆が入ったことがわかる。

なお、義晴と女房衆が入った「二間」にはおのおの「御簾」がおろされていたようで、実際、『二水記』六月二七日程に描かれた棧敷の絵（図1）をみても、南北

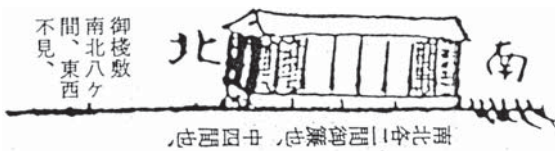


図1（大日本古記録『二水記』二、124頁より）

の「二間」のところにだけ御簾がおろされていたことがみてとれる。

じつはこのような棧敷を描いた絵、とりわけ室町殿にかかわる棧敷を描いた絵としては、この『二水記』に描かれたものがほぼ唯一のもので考えられるが、これをみるかぎり、「八間」とか「二間」というときの「間」とは、柱と柱のあいだを意味することがわかる。また、全体に屋根がそなえられていたことも知られよう。

季節がら祇園会式日は、当時の記録をみても、六月七日・一四日ともに「甚雨」、あるいは「夕立」といった天候にみまわれることも少なくない。よって、山鉦など風流が「悉雨二逢」²⁹うこともまれではなく、その点からみても棧敷に屋根そなえられていたのはおそらく大永二年にかざられるものではなかったであろう。

ところで、別稿でもあきらかにしたように、足利義持が父義満の祇園会見物のありかたを意識して六月七日の見物をおこなわず、六月一四日のみ細川宿所へ御成し見物するようになって以降、義政にいたる歴代の室町殿たちは、六月七日か、あるいは一四日のどちらかいつぼうに御成し見物するという選択をおこなうようになった。おそらくそのようなことが慣例化したためであろう、棧敷もまた一種常設化していた可能性が考えられる。

というのも、永享五年（一四三三）以降、足利義教が六月一四日の見物をおこなわなくなったことにかかわって、『建内記』³⁰永享二年（一四三九）六月一四日程が「つぎのような記事を残しているからである。

御移徙上御第之後、及多年、無今日御見物、細川宿所引移上在所、仍御棧敷壞却之故歟、

右の記事からは、まず義教が「上御第」（室町殿、花御所）へ移徙した

ことにともない、「細川宿所」もまた「上在所」(上辺、上京)へ引き移されたことがわかるが、注目されるのは、その細川宿所が引き移されるにあたって、「御棧敷壊却」されたという事実であろう。

おそらく、「近年儀^①」といわれた応永二十一年(二四二四)以降、ほぼ毎年のように六月一四日に義持が細川宿所へ御成して祇園会を見物しつづけた結果、棧敷もまた常設化されていったことがうかがえる。

なお、室町殿の棧敷ではないが、棧敷をめぐっては、『師郷記』^②文安三年(一四四六)六月七日条がつぎのような興味深い話をつたえている。

神幸之時、於四条東洞院、大政所駕与丁与少将井駕与丁喧嘩出来、死者三人、手負少々有之云々、四条烏丸南頼山臥宿所有之、二階上構棧敷之間、大政所駕与丁等可壊之由責之、欲及喧嘩之時分、此事出来之間、此棧敷無為云々、彼棧敷、今日聖護院御門下人・若王寺并岡崎僧正以下少々有之云々、

右によれば、「四条烏丸南頼」にあった「山臥宿所」の「二階上」に棧敷が構えられたところ、三基の神輿のうちのひとつ、大宮を昇く「大政所駕与丁等」(大宮駕輿丁)^③によって「可壊」しと「責」められたことがわかる。ところが、おりふし、その「大政所駕与丁」と同じく三基の神輿のうちのひとつ、少将井を昇く「少将井駕与丁」とのあいだで喧嘩がおこったため、偶然にも棧敷は「無為」だったという。

右の記事によれば、問題の棧敷には、「聖護院御門下人・若王寺并岡崎僧正」らがいたということなので、棧敷を構えた「山臥」とは、いわゆる本山派の山伏であったことがわかる。が、そのことよりむしろここで目をひくのは、「二階上」に棧敷を構え、そこから見物することになんらかの問題があったという点であろう。

祇園会を見物するということ

その問題がいったい何であったのかという点についてはさだかではないが、管見のかぎりでは、室町期において「二階上」の棧敷のことを記した史料はこれしか知られていない。そのいっぽうで、戦国期では、「於屋上見物之」^④や「屋根二刷棧敷」^⑤あるいは「小ハン東屋」という「四条之町屋自二階」見物したという記事などもみられるので、その問題がすぐれて室町期特有のものであったことだけはまちがいないであろう。

(2) 棧敷を構えない内裏・仙洞の祇園会見物

ところで、表2をみてみると、宝徳三年(一四五二)と享徳二年(一四五三)のところだけ、さきにふれた通常の場所とは異なる場所に棧敷が構えられていたことがわかる。じつはこの兩年ともに室町殿足利義政が下辺(下京)へ御成をせず、山鉾など風流のほう为上辺(上京)まで北上し、当時の義政御所であった烏丸殿へと参上したことで知られている。^⑥

このうち、山鉾がどのようにして北上していったのかについてくわしくつたえているのが、『師郷記』宝徳三年六月一四日条で、それによれば、「万里小路北行、鷹司□行、高倉北行」とあり、義政は「室町殿」(烏丸殿)の「四足北」に棧敷を構えて見物したことがわかる。同じことをつたえる「綱光公記」^⑦同日条では、「室町殿於西面御散敷御見物」し、また「女房達於東面散敷見物」とあるので、高倉小路をほとんど東側に義政の棧敷、西側に「女房達」の棧敷が構えられていたことが知られる。

享徳二年のときの道筋については残念ながらさだかではないが、『師郷記』享徳二年六月七日条によれば、「前左府」(近衛房嗣)の棧敷が「高倉司」に構えられていたので、おそらく宝徳三年のときと同じようにして義政らは見物したのだろう。

これもまた別稿で指摘したように、この兩年にわたって、内裏(後花園

天皇も仙洞(貞成親王)も北上した祇園会山鉾を見物することになるが、川上貢氏⑧の研究によれば、このころ後花園天皇は、嘉吉三年(一四四三)九月の内裏焼失にともない伏見殿へうつり、康正二年(一四五六)の新内裏落成までそこを仮内裏としていたという。そして、それとあわせて貞成親王も土御門高倉南西角の三条実量邸に移住したとされているので、その位置関係から貞成親王のほうが高倉小路を北上する山鉾をさきに見物したということになる。

実際、『師郷記』宝徳三年六月一四日条にも「仙洞御前并 内裏東□令通之」とみえるが、それでは、内裏や仙洞もまた義政らと同じように棧敷を構えて祇園会を見物したのだろうか。この点をあきらかに記す史料は現在のところみあたらないが、「綱光公記」宝徳三年六月一四日条に参内した広橋綱光が「於東門前御見物」と記しているので、おそらく天皇は仮内裏の「東門」の内側で見物したのだろう。

それを裏づけるように、『師郷記』には、宝徳三年のときも、また享徳二年のときも「内々為 御見物坎」「内々御見物坎」と記されている。残念ながら、仙洞と目される貞成親王がこのときどのように見物したのかについてまではわからないが、「仙洞御前」を山鉾が「通」ったとしか記されていない以上、仙洞もまた御所内から見物したと考えるのが妥当であろう。

このように、室町殿がかならず棧敷を構えて祇園会を見物したのに対して、内裏や仙洞は、棧敷を構えず、おのおの御所内から見物したことがわかる。そのような違いがいったどこからくるのか、現在のところは、内裏や仙洞が容易には御所から移動することがむずかしかったという中世後期一般にいわれているようなこと以上の理由をみつけることはできない。が、もしそうでなければ、これよりさき、後小松上皇が応永三二年(一四二四)に祇園会を見物した際、実際には「ツキ山(築)二御登アテ」

見物したにもかかわらず、「京童」に「仙洞様築地ノ上ニ御昇」り「此ホコ共御見物」とうわさされるようなことなどおこりえなかったであろう。

いずれにしても、公武政権を構成する室町殿と内裏・仙洞とのあいだには、祇園会を見物するにあたってそのスタイルに大きな違いがあったことがあらためてわかるわけだが、そのことをふまえて、室町期の祇園会を見物するということにかかわって考えてみなければならぬ問題が残されている。

その問題とはすなわち、当時「唐人」ともよばれた明や朝鮮からの外交節による祇園会見物である。

(3) 外交節の祇園会見物

よく知られているように、室町期においては、室町幕府が明や朝鮮とのあいだの対外関係をおもに担うことになったが、そのようななか、外交節が京都をおとずれた際、祇園会を見物したという記事が数は多くないものの見いだすことができる。

たとえば、その記事とはつぎのようなものである。

祇園(園)会結構唐人被見、棧敷(義貫)一色用意云々、公方御棧敷京極(持尚)如例、

右は、貞成親王の日記『看聞日記』永享六年(一四三四)六月七日条に記されたものである。ここにみえる「公方」とは足利義教のことであり、ちょうど前年の永享五年(一四三三)ころより父義満を先例として六月七日に京極宿所へ御成をし、祇園会を見物しはじめた時期にあたる。

いっぽう、「唐人」とは、遣明使とともに来日した明使節のことであり、同じく『看聞日記』六月一日条によれば、「唐人今夕入洛、官人五人

乗輿、騎馬輩千二百人云々」とあるように、六月一日京都に入り、同記六月五日条に「唐使室町殿参入」とみえるように、五日に室町殿で義教と対面したこともわかる。

その際、「唐使」は、「宿」となった「樋口大宮道場」から「官人五人乗輿、騎馬輩、雑人等六七百人」ならびに「進物辛櫃五十合・鳥屋十籠・鵝眼卅万貫」といった行列をしたてて、「道すから奏楽吹馬・上」しつつ室町殿へと参入し、「見物雑人群集数十万人、希代之見物也」であったことも『看聞日記』六月五日条はつたえている。

右に引用した記事は、その二日後におこなわれた祇園会を室町殿義教が京極宿所に構えられた棧敷で見物し、また明使節も「一色」（一色義貫）が「用意」した棧敷で見物したとつたえるものである。つまり、室町殿と明使節がともに同じ祇園会を見物したということをつたえているわけだが、棧敷を構えた一色義貫がときの侍所頭人であったことを考えあわせるならば、これは室町幕府による一種の外交的な接待であったとみるのが自然だろう。

ここからは、祇園会を見物することが外交的な接待の一部として室町殿によってあつかわれていたことがうかがえるが、ところが、実際にはこのときの見物はおこなわれなかったらしい。というのも、『看聞日記』六月八日条にはつぎのように記されているからである。

重賢（庭田）帰参、祇園会見物云々、唐人見物無其儀、先例不吉之間、公方（尾利義教）不被仰、而一色（義貫）棧敷用意、例之虚説比興也、公方ハ御見物云々、

右にみえるように、庭田重賢の語るところによれば、明使節の見物が実行されなかった理由というのは、「先例不吉」であったため、「公方」が「仰」せられなかったことによるという。

ここでいう「先例」がいったい何だったのか、対外関係史の立場から右の記事をとりあげた関周一氏③は、その「先例」を「以前の明使については確認できない」として、これよりさき、およそ一〇年前にみられた右のような記事との関連を想定している。

祇園会、高麗人々被見云々、去月自高麗進物数万貫・一切経等渡之、使節於宝幢寺室町殿有正看云々、

（頭書）

「後聞、唐人不見物云々、」

右の記事もまた『看聞日記』応永三〇年（一四三三）六月七日条にみえるものだが、このときは明使節ではなく、「高麗人」（朝鮮使節）であった点が大きくことなる。ただ、ここでもまた、さきの明使節のときと同様に、外交的な接待として室町殿義持が朝鮮使節に祇園会を見物させようとしていたことが読みとれる。ところが、頭書に記されているように、実際には「唐人」（高麗人）の見物はなかったらしい。

関氏は、これが永享六年で問題となった「先例」の一つであったと考え、このように明使節や朝鮮使節が祇園会の見物を「拒否」された「理由の一つとして、祇園会が御霊信仰に基づく祭礼で、疫病流行を除去する神事であったことに関連があるのかもしれない」という見解を示している。

この見解は、のちに橋本雄氏④によって朝鮮使節の京都での宿泊先が尼寺であったこととあわせて、「女性罪業観（差別）と、外国人差別とが、ケガレ（触穢）観念を通じて連関していた可能性を指摘しうる」とまで理解されるようになっていく。

関氏や橋本氏がいうところの女性罪業観や外国人差別について言及で

きる用意は筆者にはないが、ただ、事実関係だけからいえば、両氏は不思議と重要な事実を見落としているように思われる。

というのも、関氏の論考との関連についてはふれられていないものの、すでに大塚氏によって、つぎのような記事の存在が指摘されているからである。

八日、戊寅、祇園会、異国官人等見物、昨日依降雨、今日執□之、

右は、『南都真言院伝法灌頂記』^⑤ 応永二年（二四〇四）六月八日条にみえる記事だが、注目されるは、ここにみえる「異国官人等」が、同じく『南都真言院伝法灌頂記』などによって、五月二二日に「入洛」し、そして五月一六日に「北山殿」で義満と対面した明使節と確認できる点であろう。

つまり、右の記事からは、明使節がこのとき祇園会を見物したという事実が読みとれ、少なくとも明使節が祇園会の見物を「拒否」されてはいなかったことがあきらかとなる。ただし、このとき式日の六月七日が「降雨」であったため、祇園会は翌八日に延引され、それを明使節が見物したともつたえられている。

ここからは、義満が式日を延引させてまで祇園会を明使節に見物させようとしたことがうかがえるが、しかし、式日の変更されたという事実自体は、祭礼にかかわる「先例」としてはけっしてよいものとはとらえられなかったであろう。

とすれば、さきの明使節の祇園会見物にかかわる「先例不吉」とは、この応永一年のときのことを指していると考えるのが自然であり、みずからの祇園会見物の先例を父義満にもとめていた義満にとって、七日ではなく、八日に明使節に祇園会を見物させたという先例までを踏襲す

るには躊躇せざるをえなかったというのが実際だったのではないだろうか。

その結果として永享六年のときは明使節による祇園会見物が実行されなかったわけだが、そのいっぽうで、応永三〇年のときに朝鮮使節の祇園会見物が実行されなかった理由についてまではあきらかではない。

ただ、さきにもふれたように義持は父義満を意識して六月一四日のみ祇園会を見物しており、その点からも、みずからが見物しない六月七日の神輿迎を朝鮮使節に見物させようとした可能性はかなり低いのではないだろうか。

つまり応永三〇年のときは、当初より朝鮮使節による祇園会見物は予定されていなかったと考えられるわけだが、ここで重要なのは、むしろ『看聞日記』を記した貞成親王の耳にもしばしば風聞として入っていたことからわかるように、京都をおとずれた外交使節に対して室町殿は、外交的な接待として祇園会を見物させることもありえるという認識が共有されていたことであろう。

もつとも、このように外交使節に祇園会を見物させることにはどのような意味があったのか、別稿でも指摘したように、内裏や仙洞の場合は、「御所望」もあったので、それにこたえる意味もあったのだろう。しかし、外交使節の場合はそれをのぞんでいたのかどうかともわからない以上、何らかの根拠をもって言及することには慎重にならざるをえないのである。^④

ただ、そのこととあわせて、注意しておかなければならないのは、外交使節が見物する場合でもやはり棧敷が構えられていたという点である。その意味でも室町期において祇園会を見物するということは、少なくとも幕府内では、棧敷を構えて（あるいは構えさせて）見物するということを意味するのであり、したがって、棧敷を構えずに祇園会を見物し

た内裏や仙洞のありかたというのやはり特別なものであったといわざるをえないであろう。

おわりに

室町期にはまがりなりにもつづけられてきた祇園会は、応仁・文明の乱のおこった応仁元年（一四六七）以降停止におこまれることとなる。そして、それから三三年たった明応九年（一五〇〇）六月になってようやく再興されることになるが、その六月七日にときの室町殿（室町將軍）であった足利義澄（義高）が祇園会を見物したと従来から考えられてきた。たとえばそれは、『後法興院記』^④六月七日程に「武家可有見物之由風聞処、下行物過分間、不事行云々、仍密々女中棧敷へ被罷出云々、或京兆棧敷へト云々」とみえる記事などが史料的な根拠とされている。しかし、この記事は、義澄が「下行物過分」を理由に室町期のようには棧敷を構えることができず、「女中棧敷」、あるいは「京兆棧敷」へ「密々」と「罷出」て見物することしかできなかつたらしいとの伝聞をたえているにすぎない。

もちろんこれをもって義澄が見物したということも不可能ではないだろう。が、本稿でみてきたように、室町期においては室町殿の御座を中心に棧敷が構えられていたことから考えて、かりに右のようなかたちで義澄が祇園会を見物できたのだとしても、それは、やはり『大乘院寺社雑事記』^⑤六月七日程が「公方無御見物」と明記しているように、公式には見物しなかつたとみられてもしかたがなかつたように思われる。

実際、後日談として『大乘院寺社雑事記』六月一二日程は、「祇園会ニハ公方内々隱蜜ニテ御見物」と記してはいるものの、室町殿が「内々隱蜜ニテ」祇園会を見物したとつたえられること自体が室町期と比較した

とき、異常といわざるをえないからである。

そして、それとくらべるようにして、管領細川政元の棧敷のことが、「四条面ニハ細川棧敷五間」「細川棧敷ハ京極之跡辺也」と『大乘院寺社雑事記』に記されている点の特徴的といえる。

このことからあきらかなように、明応九年の再興時には、室町殿義澄よりも管領細川政元の見物のほうに人びとの関心が集まるようになっていたことが知られる。とともに、祇園会を見物することがすなわち、幕府内では棧敷を構えて見物することを意味していた点からすれば、祇園会を見物する主役の座も大きくうつりかわっていたと判断せざるをえないであろう。

以上のことから、同じ中世の祇園会とはいっても、室町期と戦国期とのあいだには大きな断絶があったことがうかがわれるが、その断絶についてはまた、つぎにみえる見物のようすからも読みとれるように思われる。

下京ニテ祇園工見物者共〇コトヲシ出、人共ウタレ手ヲヒ共在之云々、
度々

右の記事は『言国卿記』^⑥文亀二年（一五〇二）六月一四日程にみえるものだが、ここからは、室町期にみられたような棧敷を構えて見物する特定の人びとは異なる「見物者共」の存在が目だつようになっていたことが知られる。しかも、彼らのようすは戦国の気風さながらきわめて粗野なものであり、それは、同記六月一四日程にみえる「以外悪タウ共在之、人共ウチコロシ」、「一乱ノヤウ」といった記事からもさらに明瞭にみてとることができよう。

このようなようすは、多分に再興もない興奮状況に影響されているとは考えられるものの、それでもこれよりのち『フロイス日本史』³⁰が「祭りの数日前に、各町内とその職人たちに、(祭りの当日)持ち出さねばならない出し物が割り当てられる。ついで当日になると、朝方、無数の群衆が、このまつりを見物するために都に殺到して来る」とつたえているような、戦国期の祇園会がそれをなう人びとも、またそれを見物する人びとも室町期とは大きくさまがわりしていったことを暗示するものといえよう。

おそらく、さきにふれた「二階上」の棧敷が問題とならなくなっていることもまた同じ文脈で理解できるのではないかと思われるが、このような祇園会に対する人びとの意識の変化については、なお検討を重ねていく必要がある。今後の課題としておきたい。

注

- ① 拙稿「室町期祇園会と公武政権―見物をめぐって―」(『史学雑誌』第一一九編六号、二〇一〇年)。以下、別稿とはこれをさす。
- ② 桃崎有一郎「室町殿の朝廷支配と伝奏論―公武統一政権論の再考にむけて―」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)。
- ③ たとえば、『看聞日記』(図書寮叢刊) 応永二八年六月七日条には、「当処地下人見物沈酔」とみえる。
- ④ 『京都文化博物館研究紀要 朱雀』一七集、二〇〇五年。
- ⑤ 拙著『中世京都の都市と宗教』(思文閣出版、二〇〇六年)、同『祇園祭と戦国京都』(角川叢書、二〇〇七年)。
- ⑥ 二木謙一「祇園会御成」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第二六輯、一九七〇年、のちに同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年に所収)。
- ⑦ 『大日本史料』第六編之一九、文和四年六月一九日条。橋本初子「三寶院賢俊僧正日記―文和四年―」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一三号、一九九三年)も参照。
- ⑧ 『公卿補任』(『新訂増補国史大系』54) 第二篇。
- ⑨ 『公卿補任』第二篇。
- ⑩ 山路興造「祇園御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・鞆鼓稚児―」(『芸能史研究』九四号、一九八六年、のちに同『京都 芸能と民俗の文化史』思文閣出版、二〇〇九年に所収)。
- ⑪ 同じような表は、すでに亀井若菜氏(『表象としての美術、言説としての美術史―室町將軍足利義晴と土佐光茂の絵画―』ブリュッケ、二〇〇三年、初出は一九九八年)がつくられているが、ここでは亀井氏の表を参考として、独自に作成してみた。
- ⑫ 史料纂集。
- ⑬ 『大日本史料』第六編之二七、貞治六年四月二六日条。
- ⑭ 山路氏前掲「祇園御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・鞆鼓稚児―」参照。『群書類従』第九輯。
- ⑮ 『統群書類従』第一三輯下。
- ⑯ 山路興造「祇園囃子の源流と変遷」(祇園祭山鉦連合会編『講座 祇園囃子』一九八八年、のちに同『京都 芸能と民俗の文化史』に所収)。
- ⑰ 山路氏前掲「祇園御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・鞆鼓稚児―」参照。
- ⑱ 拙著前掲『中世京都の都市と宗教』、同『祇園祭と戦国京都』参照。
- ⑲ 『大日本史料』第六編之二五、貞治三年六月一四日条。
- ⑳ 『大日本史料』第六編之二六、貞治四年五月四日条。
- ㉑ 『園太暦』(史料纂集) 観応二年六月七日条。
- ㉒ 拙著前掲『中世京都の都市と宗教』、同『祇園祭と戦国京都』参照。
- ㉓ 拙稿前掲「室町期祇園会と公武政権―見物をめぐって―」参照。
- ㉔ 史料纂集。
- ㉕ 拙著前掲『中世京都の都市と宗教』、同『祇園祭と戦国京都』参照。
- ㉖ 『二水記』(大日本古記録) 大永二年六月二七日条。
- ㉗ 『経尋記』(国立公文書館所蔵) 大永二年六月二七日条。
- ㉘ 『満濟准后日記』(統群書類従完成会刊本) 永享三年六月一四日条。大日本古記録。

- ③① 『満濟准后日記』 応永二二年六月一四日条。
- ③② 史料纂集。
- ③③ 大宮駕輿丁については、拙稿「祇園会神輿駕輿丁と今宮神人―室町・戦国期における―」(『立命館文学』五九六号、二〇〇六年) 参照。
- ③④ 「和長記」(京都大学附属図書館写本) 文亀元年六月一四日条、『後法成寺関白記』(大日本古記録) 享禄二年八月七日条。
- ③⑤ 「尊鎮法親王御記」(京都大学大学院文学研究科図書館写本) 天文一三年六月七日条。
- ③⑥ 「経尋記」 大永二年六月二七日条。
- ③⑦ 拙稿前掲「室町期祇園会と公武政権―見物をめぐって―」参照。
- ③⑧ 国立公文書館写本。
- ③⑨ 川上貢『日本中世住宅の研究』(墨水書房、一九六七年)。
- ④⑩ 『満濟准后日記』 応永三二年六月七日条、六月一四日条。なお、「兼宣公記」(史料稿本) 応永三一年六月一四日条に「仙洞巽角築山之上ニ被構御棧敷、被懸翠簾、於此所御見物云々」とみえるが、御所内からの見物であり、室町殿らの棧敷とはかなり異質なものとみてよいだろう。
- ④⑪ 伊藤幸司氏の研究(『中世後期外交使節の旅と寺』中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年)によれば、実際に明使節が「樋口大宮道場」に入ったのは、室町殿での対面をすませた後だったという。

- ④⑫ すでに大塚氏前掲論文においても、「外国使節の接待としての演出」という評価をされている。
- ④⑬ 関周一「中世後期における「唐人」をめぐる意識」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)。
- ④⑭ 橋本雄「朝鮮国王使と室町幕府」(同『中華幻想―唐物と外交の室町時代史―』勉誠出版、二〇一一年、初出は二〇〇五年)。
- ④⑮ 『大日本史料』第七編之六、応永二一年六月八日条。
- ④⑯ 『大日本史料』第七編之六、応永二一年五月一六日条。
- ④⑰ 大塚氏前掲論文では、さきにもふれたように「外国使節の接待としての演出」という評価がなされているが、「演出」を説明できる史料的な根拠は示されていないように思われる。
- ④⑱ 増補続史料大成。
- ④⑲ 増補続史料大成。
- ④⑳ 史料纂集。
- ⑤⑰ 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史 3』(中央公論社、一九七九年) 第一二章(第一部三六章)。

(奈良大学文学部教授)